

表 1 <学校独自の取り組みとして評価できる事例>

調査項目	評価できる活動を行っていた点
全般	・学校と薬剤師が連携し、個々に工夫して学校環境衛生活動が行われている。 ・学校薬剤師が学校と積極的に学校環境衛生に取り組んでいる。 ・学校内で解決できないことは、市へ働きかけ早急に解決できるようにしている。 ・熱中症アラート発信を教頭先生から全教師に共有し、予防につなげている。 ・廊下の電気を消すなど省エネを実行して、学校環境衛生基準を理解したうえで地球環境に配慮、取り組んでいる。今後の学校における在り方と感じる。 ・児童の活動を養護教諭が中心になり学校側がフォローし、学校薬剤師が確認、指導助言を実施し、更によりよい活動とするようにしている。PDCA がうまく機能している。 ・学校側からの問題提起に学校薬剤師がきめ細やかに対応し、問題解決に至っている。 ・学校薬剤師が身近な話題を題材にして教員を対象に研修を行っている。 ・学校・学校薬剤師・教育委員会との連携が取れており、組織として学校環境衛生に取り組む姿勢、体制を確立している。 ・構内の掲示や展示がわかりやすく、子供たちの興味をひくものとしている。 ・学校保健安全計画に沿って学校環境衛生活動が滞りなく実施されている。 ・学校薬剤師が学校保健計画・安全計画に参加していることが、年度末の執務記録に記載があり確認できる。環境衛生管理システムに入力しながら、来年度の課題である音楽室のダニについてなど話し合いができています。 ・年度末の学校保健安全委員会で、次年度の課題などが話し合われている。その後、学校と学校薬剤師のやり取りがあり、学校保健計画、安全計画を固めている。 ・WEB 調査システム（改訂版）の使用について学校と学校薬剤師間で共有されていることを執務記録簿および実地審査時に養護教諭を通じ確認している。
保健委員	・点検の手順がその場その場にあり、その都度再確認できるようになっている。 ・日常検査記録用紙が、1 日 A 4 判 1 枚に記入するスタイルで充実した内容になっている。 ・学校薬剤師の活動が積極的であり、特に児童保健委員会活動では学校薬剤師が水質検査、照度・黒板検査、教室の空気検査の方法と換気の必要性について学習会を開催している。 ・学校環境衛生活動が、あるクラスから始まり学年そして学校内全体に広がり、その自主的な活動を学校保健委員会の中で、生徒がその活動の発表を行っている。活動の成熟さが実感できる。
教室等の環境	・ダニの検査でマットが#になり、掃除機等で掃除をして 2 回目の検査で改善できている。 ・教室の欄間の窓開けにはトイレトペーパーの芯を利用している。児童がイラストやスローガンを描いて、換気について意識づけしている。 ・エアコン使用時に教室設置の CO₂ モニターのアラーム機能を利用して、教室の CO₂ 濃度が 1,000ppm 超えないように努めている。 ・トルエンの検査の省略の根拠となる過去の正規法での記録がしっかりファイルしてある。 ・昨年は校舎の外壁工事（塗装工事を含む）が実施され、工事完了後には、揮発性有機化合物の測定が実施している。 ・タブレットの使用角度の違いによる照度を測定して、眼科医に相談をしながら適切な

	角度・照度を設定し、学校全体で実践している。 ・タブレット使用教室の照度検査において、タブレットの扱い、使用時の姿勢、パソコン室の照度基準と同じでよいかなど考察している。 ・教室の時計でまぶしさがみられる教室があったため、時計の角度を変えている。 ・騒音の定期検査を何年も省略されていたが、検査をされ現状を把握されている。
学校の清潔	・砂場、校庭の管理を適切に行っている。砂場は、使用しない時はシートをかけ、糞等を発見した時には速やかに除去を行い、砂の掘り返し、塩素剤による消毒等を行っている。
プールの衛生管理	・プールの残留塩素濃度は、比較的高めに管理をしており 0.4mg/L はしっかり検出している。 ・プールは工事のため、隣接校のプールを利用して授業を実施している。プールの定期検査記録は借用した施設の結果を把握し、コピーして保管している。プール日誌は自校で作成し管理されている。 ・プール水の日常点検では、残留塩素が低い時の対応がしっかりとられている。
飲料水の水質及び施設・設備	・飲料水の日常点検では、児童による検査とは別に養護教諭が検査を行い、記録を残している。児童の水質検査の結果、残留塩素が 0.1mg/L に満たない時は養護教諭が十分水を流したうえで再検査を実施している。 ・毎日の水道水検査の結果を保健室前に掲示して、安全に水が使えることを生徒に知らせている。 ・飲料水の日常点検の意義について、学校薬剤師が直接児童に説明している。 ・ミスト発生装置の残留塩素濃度の測定を日常点検として実施している。
理科室、保健室の薬品管理	・理科準備室の目の届くところに、事故時等のわかりやすい対応図が掲示してある。 ・理科室の薬品簿に劇物に赤いテープを貼って普通物と明確に区別している。
給排水系統図	・給排水系統図が昨年度の指摘を受けて、3次元で作成し直しており、かなり見やすく、経路が理解しやすいものを作成している。 ・給排水系統図は、平面図に合わせて立面図を併記しており経路が非常にわかりやすい。
給食の衛生管理	・給食室の施設状況を分かりやすく写真に撮って、それをもとに改善の意見を出している。
薬物乱用防止教室	・薬物乱用防止講座について、生徒のアンケートを基に学年ごとに実施している。毎年のデータ蓄積により、講座がブラッシュアップされている。そのデータを生徒指導にも活用している。 ・薬物乱用防止講座では、事前に児童に自己肯定感についてわかりやすい質問内容でアンケートを行っている。その結果を学校と学校薬剤師が共有し、講座後も再度アンケートによって理解度を確認している。

表2 <学校訪問等を通じて認知した事例>

調査項目	指導・助言を行った点
全般	・学校保健安全計画において、定期検査の項目漏れがないよう計画を策定すること。 ・指導助言のコメントの記載がない記録がある。また、必要事項の記載漏れがある。 ・執務記録の他、帳簿にホワイトで修正してある箇所がある。記録としては望ましくない。 ・学校薬剤師の執務記録は、メールや FAX のやり取りの記録も記載するとよい。
教室等の環境	<定期検査> ・CO₂ 濃度が、外気で夏 600ppm、冬 200ppm との記載あり、簡易校正せずに検査したと考えられる。測定前に検査機器の校正を実施すること。 ・換気及び保温等検査で、換気を重要視する分、夏季に温度が上がる状況が見られたため、換気と温度のバランスを取るよう CO₂ モニターを活用して調整するとよい。 ・気流において、基準値を超えていたが指導助言等がない。必要な指導助言等を行うこと。 ・一部、エアコンの稼働の有無の記載のない。測定時の教室の環境を把握し、測定項目の確認のため記載をすること。 ・揮発性有機化合物のホルムアルデヒド及びトルエンの定期検査において室温の記載漏れがある。記載漏れがないよう確認をすること。 ・揮発性有機化合物の定期検査票ではトルエン濃度が 0ppm と記載されているが、使用した検知管の定量下限値 ppm 未満と記載した方がよい。 ・採光及び照明の定期検査で「まぶしさ」の有無の記載がない。記載漏れがないよう確認をすること。 ・定期検査か臨時検査か記載がない。該当する検査に○をつけること。 ・定期検査票の様式に旧版を使用している。最新版で記録を作成すること。 ・タブレット使用時の照度測定で、タブレット使用角度を水平としながら、実際のモニター垂直面の照度は 60 度で実施をしている。確認をして記録の整合性をとること。 ・採光及び照明の定期検査票には、検査時の状況を把握するためカーテンの開閉状況を記載するとよい。 ・少人数の学校では、席の配置は十分検討できる余裕があるので、カーテンを極力閉めないで直射日光を避け授業を行うとよい。
飲料水の水質及び施設・設備	<定期検査> ・飲料水の採水場所を末端でないところとしているケースが見受けられる。採水場所は給水系統の末端とすること。 ・飲料水施設・設備の定期検査票のうち、給水源は「簡易水道」としているが「上水道」が正しい。また、簡易専用水道の適用を受けるが、水道法第 34 条の 2 の検査は、地方公共団体の機関（岐阜市）に依頼したとしているが、厚生労働大臣登録の検査機関に依頼が正しい。 <日常点検> ・残留塩素測定器のセルの黒ずみが認められる。測定への影響が考えられるため、セルの交換をすること。 ・飲料水の日常点検で残留塩素濃度 0.05mg/L があり、その後の対応について記載がなかった。対応について記載しておく必要がある

	・飲料水の日常点検で透明のカップは準備してあるが、外観、濁り等の記録がないため、記録をすること。 ・飲料水の施設・設備の日常点検が実施されていない。1回／月では不十分で、毎授業日実施をすること。 ・飲料水（水質）の日常点検では、ガラス製コップを使用せずに、残留塩素測定器の比色セルで代用している。外観、臭気、味の点検はガラス製コップを使用すること。
学校の清潔	<日常点検> ・日常点検の排水溝、運動場等の記録がなかった。点検の記録を残すこと。 ・日常点検で学校清潔及びネズミ等の記載がなかった。点検の記録を残すこと。 ・砂場の管理は、外部委託され検査していたが、日々の衛生管理は学校側ですとよい。 ・施設・設備の日常点検では飲料水、教室を除く学校の清潔（便所、排水溝等）、ネズミ・衛生害虫等の毎授業日の日常点検が、WEB 調査では「毎授業日実地」としていたが、未実施である。認識をして実施すること。 ・学校の清潔（大掃除の実施、雨水の排水）の定期検査票に指導助言等事項が未記載である。指導助言等を記載すること。 ・円滑な引継ぎができなかったことで、日常点検が未実施である。日常点検を認識して実施すること。
水泳プールの管理	<定期検査> ・飲用に供していない水をプール原水に用いる場合は、プール使用開始前に水質検査を実施することが望ましい。 <日常点検> ・プール水の残留塩素濃度 0.4mg/L 未満で、塩素剤追加後に 0.4mg/L 以上であることを確認し記録に残すこと。 ・pH の測定が行われていなかったので実施すること。 ・プールの付属施設・設備等（水質管理を含む）の日常点検を常駐している業者に委託しているが、学校が使用するタイミングでは、プール日誌の記録がされていない。使用時に記録すること。 ・プール日誌の施設管理状況の項目に記載漏れがある。施設管理の状況について記録すること。
理科室、保健室の薬品の管理	・理科室の劇物の表示は、酸・アルカリで区画別にしていたが、片方に劇物の表示がなかった。区画別であれば、区画ごとに表示をすること。 ・薬品簿にも劇物としての記載をするとよい。 ・薬品棚、薬品庫内の薬品類の転倒防止をすること。 ・理科室の薬品でラベルが不鮮明なものあるので、明示すること。 ・理科準備室で劇物を保管している地下収納庫においても、「医薬用外劇物」の表示すること。 ・燃料用アルコールに毒物（劇物）表示は誤りである。適正な表示をすること。 ・理科室の 99%エタノールを「医薬用外劇物」として保管し、管理簿にもエタノール、劇物と表記されているが誤りである。劇物には該当しないため劇物表示は不要である。 ・理科室の薬品庫には、薬品転倒防止の処置があると良い。また、不要薬品の在庫があるので、予算処置の上、産業廃棄物として適正に許可業者にて処分するとよい。 ・理科室内に清涼飲料のラベルがついたボトルに赤い液体（中身不明）が保管されてい

	る。誤飲の恐れがあるため、飲料の容器は使用しないこと。 ・アンモニア水（劇物）は、理科準備室の棚（鍵付き）に保管されている。温度が上昇すると気化しやすいことから、保管温度 が一定の場所（冷蔵庫保管等）が望ましい。その際には冷蔵庫に施錠、劇物表示が必要である。 ・保健室の薬品で開封したものは、使用開始日を容器に記載するとよい。 ・前年度指摘されたミラノールが医薬用外劇物と表示された保管庫に収納されている。劇物の適用は受けないため、表示は不要である。
給食の衛生管理	・検食簿に検食時間の記載がないものがある。検食時間を記入すること。 ・検食は、児童生徒が食べ始める 30 分前に終わること。 （検食は、一食を食べ終わることではなく、食品に有害と思われる異物の混入がないか、調理過程において加熱及び冷却処理が適切に行われているか、食品の異味、異臭その他の異常がないか、一食分としてそれぞれの食品の量が適当か、味付け、香り、色彩並びに形態等が適切か、及び、児童生徒の嗜好との関連はどのように配慮されているか確認することである。）
給排水系統図	・給排水系統図の給水元、排水先が不明確である。明確にしておくこと。 ・給排水系統図でプールの排水の放流先の記載がない。放流先は明確に示しておくこと。 ・受水槽から高置水槽への給水経路や止水栓が未記載の事例があった。給排水の流れが把握できるよう必要な情報を記載しておくことよい。 ・学校環境衛生活動調査票には「簡易専用水道と直結水」と記載されているが、定期検査票では「簡易専用水道の適用を受けない」を選択している。整合性をとっておくこと。

表3 <実地審査での質問事項およびその回答>

質問事項	回答
・小規模貯水槽水道の適応を受けるが、岐阜市の条例によると、法定検査を必要としない。施設設備の定期検査表では、適用の有と回答するが対象外となる。記載の仕方を明確に示してほしい。	・受水槽 10m³ 以下の場合、岐阜市では条例の適用がなく、「小規模貯水槽水道」の法定施設検査などの必要性がない。岐阜県内についても同様に適用がない。施設設備検査表の回答の選択肢がわかりづらいため、様式を見直す。
・給排水系統図の作成にあたっては、古い竣工図面（青焼き図面）で判読ができない、また専門家ではないので読み取りできない。校舎の竣工時期や給排水設備の改修の有無などの理由で、どの学校でも容易に作成することはできないのでは。	・詳細なものは困難であっても、概要図は現地を確認するなどして作成されたい。また、点検、清掃時に業者に協力していただき、水の経路、止水栓の位置などを確認するとよい。
・飲料水は直結水であり、水道法上での定期検査の必要性はないが定期検査を実施している状況である。今後どうするのが、よいのか？	・学校環境衛生基準においては、直結水の飲料水の定期検査の必要はない。検査は任意となる。なお、日常点検は必要である。経路の末端で毎授業日、実施する。
・私立の大学が屋内プールを保有して幼稚園、小学校、中学校、高校、大学が共通使用している。プールの付属施設・設備等（水質管理として pH、2 時間毎の残留塩素濃度の測定を含む）の日々の点検は、管理業者が常駐して実施し記録している。授業でプールを使用する際のプール日誌として代用は可能でしょうか。	・プール日誌については、利用する学校側が管理し記録する必要がある。利用する側が把握すべき内容を記録する。 必要とする管理の記録や水質検査の結果は、学校環境衛生基準と合っているわけではないため、内容の調整が可能か、また提供が可能かどうか、管理業者と相談の上決定する。
・検食する者は校長、園長他（責任者）でないといけませんか？例えば、給食担当者など・・・	・検食は、異常を発見した場合に、すぐに判断して対処する責任をもった方がすべきことと考えます。